

5 承継会社（振替機関が承継会社である場合を除く。）は、吸収分割の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 承継会社は、吸収分割をした振替機関の承継の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

（吸収分割の場合の加入者の承認）

第三十条 振替機関は、吸収分割を行うときは、商法第三百七十四条ノ十七第一項の株主総会の承認の決議のほか、加入者の承認を受けなければならない。

（営業譲渡の認可）

第三十一条 振替機関が他の株式会社に行う振替業の全部又は一部の譲渡（以下この条及び次条において「営業譲渡」という。）は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、営業譲渡により振替業の全部又は一部を譲り受ける株式会社（以下この条において「譲受会社」という。）について次に掲げる事項を記載した営業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する振替業

3 営業譲渡認可申請書には、譲渡契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 譲受会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5 譲受会社（振替機関が譲受会社である場合を除く。）は、営業譲渡の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 譲受会社は、営業譲渡をした振替機関の譲渡の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務及び第十三条第一項の発行者の同意に係る権利義務を承継する。

7 営業譲渡をした振替機関が開設した加入者の口座は、譲受会社が開設した加入者の口座とみなす。

（営業譲渡の場合の加入者の承認）

第三十二条 振替機関は、営業譲渡を行うときは、商法第二百四十五条第一項の株主総会の承認の決議のほか、加入者の承認を受けなければならない。

第五節 加入者集会

（決議事項）

第三十三条 加入者が第二十六条、第二十八条、第三十条又は前条の承認を行うには、加入者による集会（以下「加入者集会」という。）の決議によらなければならない。

（招集権者）

第三十四条 加入者集会は、振替機関が招集する。

2 加入者集会を招集するには、その会日の二週間前に、加入者に対して、招集の通知を発しなければならない。

3 前項の通知には、会議の目的たる事項及び議案の要領を記載しなければならない。

（加入者の議決権）

第三十五条 各加入者の議決権は、業務規程に別段の定めがある場合を除き、平等であるものとする。

(書面による議決権の行使)

第三十六条 加入者集会に出席しない加入者は、書面によって議決権を行使することができる。

2 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三第二項から第六項までの規定は、前項の書面による議決権の行使について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の会社」とあり、及び同条第三項中「第一項の会社」とあるのは「振替機関」と、同条第五項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

(決議の方法)

第三十七条 加入者集会の決議は、出席した加入者の議決権の過半数をもって行う。

(みなし賛成)

第三十八条 振替機関は、業務規程をもって、加入者が加入者集会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該加入者はその加入者集会に提出された議案について賛成するものとみなす旨を定めることができる。

2 前項の定めをした振替機関は、第三十四条第二項の規定による通知にその定めを記載しなければならな

い。

3 第一項の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた加入者の有する議決権の数は、出席した加入者の議決権の数に算入する。

(加入者集会に関する商法及び非訟事件手続法の準用)

第三十九条 商法第二百三十三条、第二百三十七条ノ三第一項、第二百三十七条ノ四、第二百三十九条第二項及び第三項、第二百四十三条、第三百二十三条、第三百二十五条から第三百二十八条まで、第三百三十七條第一項及び第三百三十九條第二項から第四項まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五条ノ十五、第三百三十五条ノ十九第一項及び第三百三十五条ノ二十三の規定は、加入者集会について準用する。この場合において、商法第二百三十三条中「定款」とあるのは「業務規程」と、同法第二百三十七条ノ三第一項中「取締役及監査役」とあるのは「振替機関」と、同法第二百三十九条第二項中「会社」とあるのは「振替機関」項中「定款」とあるのは「業務規程」と、同法第二百三十九条第二項中「会社」とあるのは「振替機関」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「短期社債等の振替に関する法律第三十四条第二項」と、同法第三百二十三條中「社債権者集会又ハ其ノ招集者」とあるのは「加入者集会」と、「社債

ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同法第三百二十六条第一号中「社債募集ノ目論見書ノ記載」とあるのは「業務規程」と、同法第三百二十八条及び第三百三十七条第一項中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同法第三百三十九条第二項中「社債ヲ発行シタル会社ノ代表者及社債管理会社ノ代表者」とあるのは「振替機関ノ代表者」と、同条第三項中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同条第四項中「社債管理会社及社債権者」とあるのは「加入者」と、非訟事件手続法第三百三十五条ノ十五中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と読み替えるものとする。

第六節 解散等

(解散等の認可)

第四十条 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 振替機関の解散についての株主総会の決議

二 振替機関を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が振替業を営まない場合に限る。）

(指定の失効)

第四十一条 振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。

一 振替業を廃止したとき。

二 解散したとき（設立、合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

2 前項の規定により指定が効力を失ったときは、その振替機関であった者又は一般承継人（合併により消滅した振替機関の権利義務を承継した者であつて、振替業を営まないものに限る。次条において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
（指定取消し等の場合のみなし振替機関）

第四十二条 振替機関が第二十二條第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は前条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合においては、その振替機関であつた者又は一般承継人は、当該振替機関が行つた振替業を速やかに結了しなければならない。この場合において、当該振替機関であつた者又は一般承継人は、その振替業の結了の目的の範囲内において、なおこれを振替機関とみなす。

（清算手続等における主務大臣の意見等）

第四十三条 裁判所は、振替機関の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、主務大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

3 第二十条の規定は、第一項の規定により主務大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第三章 短期社債の振替

第一節 通則

(権利の帰属)

第四十四条 短期社債についての権利の帰属は、次条第二項の場合を除き、この章の規定による振替口座簿の記録により定まるものとする。

(社債券の不発行)

第四十五条 短期社債については、社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。次項及び第七十

七条第二号において同じ。）を発行することができない。

2 短期社債の社債権者は、当該短期社債を取り扱う振替機関が第二十二條第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消された場合又は第四十一條第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存しない場合には、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、社債券の発行を請求することができる。

第二節 振替口座簿

（振替口座簿の記録事項）

第四十六條 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分し、各口座には、次に掲げる事項を記録する。

- 一 加入者の氏名又は名称及び住所
- 二 発行者の商号及び短期社債の種類（以下「銘柄」という。）
- 三 銘柄ごとの金額（次号に掲げるものを除く。）
- 四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である短期社債の銘柄ごとの金額
- 五 短期社債の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨及び前二号の金額のうちその金額

六 その他政令で定める事項

2 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記録する。

一 銘柄

二 銘柄ごとの金額

三 その他政令で定める事項

(新規記録手続)

第四十七条 特定の銘柄の短期社債について、商法第三百六条第一項に規定する払込みがあった場合には、当該短期社債の発行者は、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該払込みに係る短期社債の銘柄

二 前号の払込みを行った加入者の氏名又は名称

三 加入者ごとの第一号の払込みに係る短期社債の金額

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る短期社債の銘柄について、当該通知に係る加入者の口座の前条第一項第三号に掲げる事項を記録する欄に、当該加入者に係る前項第三号の金額を記録しなければならない。

(振替手続)

第四十八条 特定の銘柄の短期社債について、振替の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関は、遅滞なく、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、振替口座簿における減額及び増額の記録をしなければならない。

2 前項の申請は、振替によりその口座において減額の記録がされる加入者が行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者(第二号において「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減額及び増額の記録がされるべき短期社債の銘柄及び金額

二 当該申請人の口座において減額の記録がされるのが第四十六条第一項第三号に掲げる事項を記録する

欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記録する欄かの別

三 増額の記録がされるべき口座（次号において「振替先口座」という。）

四 振替先口座において増額の記録がされるのが第四十六条第一項第三号に掲げる事項を記録する欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記録する欄かの別

（抹消手続）

第四十九条 特定の銘柄の短期社債について、抹消の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関は、遅滞なく、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、振替口座簿における減額の記録をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座において減額の記録がされる加入者が行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（第二号において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該抹消において減額の記録がされるべき短期社債の銘柄及び金額

二 当該申請人の口座において減額の記録がされるのが第四十六条第一項第三号に掲げる事項を記録する

欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記録する欄かの別

4 第二項の規定にかかわらず、振替機関は、機関口座の短期社債について第五十六条第二項の規定により免除の意思表示を行ったときは、直ちに、当該短期社債について、振替口座簿の抹消を行わなければならない。

5 発行者は、社債権者又は質権者に対し、短期社債の償還をするのと引換えにその口座における当該短期社債の銘柄についての当該償還に係る短期社債の金額と同額の抹消を振替機関に対して申請することを請求することができる。

(記録の変更手続)

第五十条 振替機関は、第四十六条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、振替口座簿にその記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

(短期社債の譲渡)

第五十一条 短期社債の譲渡は、第四十八条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における第四十六条第一項第三号又は第二項第二号に掲げる事項を記録する欄に当該譲渡に係る金額の増額の記録を受け

なければ、その効力を生じない。

(短期社債の質入れ)

第五十二条 短期社債の質入れは、第四十八条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における第四十六条第一項第四号に掲げる事項を記録する欄に当該質入れに係る金額の増額の記録を受けなければ、その効力を生じない。

(短期社債の信託の對抗要件)

第五十三条 短期社債については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第四十六条第一項第五号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(加入者の権利推定)

第五十四条 加入者は、その口座における記録がされた短期社債についての権利を適法に有するものと推定する。

(善意取得)

第五十五条 第四十八条第一項の振替の申請によりその口座において特定の銘柄の短期社債についての増額

の記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の短期社債についての当該増額の記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（振替機関の消却義務）

第五十六条 前条の規定による短期社債の取得によりすべての社債権者の有する同条に規定する銘柄の短期社債の総額が当該銘柄の短期社債の発行総額（償還済みの額を除く。）を超えることとなる場合には、振替機関は、当該超過額に達するまで、当該銘柄の短期社債を取得しなければならない。

2 振替機関は、前項の規定により短期社債を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該短期社債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

3 前項に規定する短期社債についての権利は、同項の規定により免除の意思表示がされたときは、消滅する。

（消却義務の不履行の場合における取扱）

第五十七条 前条第一項に規定する場合において、振替機関が同項及び同条第二項の義務の全部を履行する

までの間は、発行者は、各社債権者の有する当該銘柄の短期社債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を当該超過額（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乗じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該社債権者の有する当該銘柄の短期社債の金額

二 すべての社債権者の有する当該銘柄の短期社債の総額

2 前条第一項に規定する場合において、振替機関は、各社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、各社債権者の有する当該銘柄の短期社債のうち同項の規定により算出された額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、前条第一項又は第二項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

（発行者が誤って償還等をした場合における取扱い）

第五十八条 発行者が前条第一項の規定により義務を負わないとされた金額についてした元本の償還又は利息の支払は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の短期社債に係る当該発行者の債務を消

減させる効力を有しない。

2 社債権者は、発行者に対し、前項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項に規定する元本の償還又は利息の支払をしたときは、前項に規定する金額の限度において、前条第二項第一号の規定による社債権者の振替機関に対する権利を取得する。

第四節 短期社債の発行等に関する商法の特例

（短期社債の発行等に関する商法の特例）

第五十九条 株式会社は、商法第二百九十六条の規定にかかわらず、取締役会の決議をもって、短期社債の発行を、特定の取締役委任することができる。この場合において、当該取締役会においては、次に掲げる事項も併せて決議しなければならない。

一 当該決議に基づいて短期社債を発行することができる期間

二 前号の期間中において当該株式会社が発行した短期社債のうち償還されていないものの総額の限度額

2 短期社債については、社債原簿を作成することを要しない。

3 短期社債については、商法第二百九十七条から第二百九十九条まで、第三百九条から第三百十四条まで、第三百十九条から第三百四十一条ノ十八まで及び第三百七十六条第三項（同法第三百七十四条ノ四第二項、第三百七十四条ノ二十第二項及び第四百十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第五節 雑則

（振替口座簿に記録されている事項の証明）

第六十条 加入者は、振替機関に対し、当該振替機関が定めた費用を支払って、振替口座簿の自己の口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。当該口座につき利害関係を有する者として政令で定めるものについても、同様とする。

（最高裁判所規則への委任）

第六十一条 短期社債に関する強制執行、仮差押え及び仮処分の執行、競売並びに没収保全に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第四章 その他の短期社債等の振替

（短期社債に係る規定の準用）

第六十二条 前章の規定（第四節の規定を除く。）は、短期社債以外の短期社債等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章 雑則

（財務大臣への協議）

第六十三条 主務大臣は、振替機関に対し第二十二条第一項の規定による第三条第一項の指定の取消しをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

（財務大臣への通知）

第六十四条 主務大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第三条第一項の規定による指定（第二十五条第五項、第二十七条第五項、第二十九条第五項又は第三十一条第五項の規定により指定を受けたものとみなされる場合を含む。）

二 第二十二條第一項の規定による第三條第一項の指定の取消し

2 主務大臣は、第四十一條第二項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

(財務大臣への資料の提出)

第六十五條 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関し、短期社債等の振替に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(主務省令への委任)

第六十六條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第六十七條 この法律において、主務大臣は内閣総理大臣及び法務大臣とし、主務省令は内閣府令・法務省令とする。

(権限の委任)

第六十八条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

第六章 罰則

第六十九条 加入者集会における発言若しくは議決権の行使に関し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

3 第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第七十条 第四十七条第二項、第四十八条第一項、第四十九条第一項若しくは第四項若しくは第五十条（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して振替口座簿に記録すべき事項を記録せず、又はこれに虚偽の記録をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。